

## 東日本大震災に伴う手数料免除期間延長のお知らせ

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴い被災した住宅について、以下の対象要件を満たす場合は建築確認申請等に係る手数料を免除しています。

なお、詳細についてはお問い合わせ下さい。

### 【建築基準法に係る手数料】

#### ○免除対象要件

・平成 33 年 3 月 31 日までに建築物の工事に着手しようとするもので、次の①または②に該当すること。

- ① 市町村長又は消防長が発行した“り災証明書”でり災対象となっている住宅（被災の程度は問いません）。
- ② 福島原発事故に基づき設定された、「警戒区域」「計画的避難区域」（平成 24 年 3 月 30 日現在での区域、以下、「警戒区域等」という。）にあった住宅に代わる住宅を、自ら使用するために建築する場合。（警戒区域等の市町村から発行される原子力災害の「被災証明書」等が必要です。）

#### ○免除対象となる手数料

- ・ 建築確認申請手数料
- ・ 中間検査申請手数料
- ・ 完了検査申請手数料

※住宅の敷地に築造する擁壁についてはご相談下さい。